令和2年度第1回

一宮市都市景観審議会 議事録

一宮市都市景観審議会議事録 (令和2年度第1回)

次の議題を審議するため、一宮市都市景観審議会が令和2年7月10日午後2時00分、本庁舎4階スマート防災会議室にて開催された。

記

1. 議題

議題第1号 一宮市景観計画の策定について(区域設定、届出対象行為等) 議題第2号 一宮市屋外広告物条例の制定について(報告)

2. 出席委員 14名

今村 洋一、鶴田 佳子、

太田 義孝、川合 規由、瀧 佑佳、冨田 隆裕、森 重幸、吉田 勝信、

宇山 祥子、島津 秀典、水谷 千恵子、

久保 禎子、皆元 洋司(代理出席:長谷川 賢治)、山田 芳久

[事務局]

まちづくり部主監 堀田 裕久 都市計画課長 勝野 直樹

同都市計画·庶務G専任課長 海田 真宏 同G課長補佐 今村 剛宏

同G主査 永冶 武志 同G担当 新海 明穂

公園緑地課長 谷 聖 同緑化G専任課長 浅野 浩司

同G課長補佐 牛田 貴史 同G主査 安江 幸彦

会議顛末

開 会

午後2時00分

(開会のことば)

事 務 局

お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまより令和2年度第1回一宮市都市景観審議会を開催させていただきます。本日はご多忙のところ、当審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は14名でございます。一宮市都市景観条例第30条第2項の規定により、過半数の委員の出席がございますので、会議は成立しております。また、本日の議事につきましては、運営要領第6条に規定する除斥の対象となる委員はお見えにならないことをご報告させていただきます。

本日は2つの議題がございますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、1時間を 目標に円滑な議事進行にご協力いただきたいと存じます。

それでは、開会に当たりまして会長にはごあいさつ、その後の議事進行をお願いいたします。

(会長あいさつ)

会 長

会長を務めさせていただいております、岐阜高専の鶴田です。1月に第1回の会議がありまして、3月の予定が延期になって今日になっております。このような状況ですが、始めていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日は2つの議題がありますので、よろしくお願いいたします。

(新委員の紹介)

会 長

審議に入る前に、改選、異動等で新たに委員になられた皆様をご紹介させていただきま す。市議会議員の宇山祥子様です。島津秀典様です。水谷千恵子様です。

(議事録署名者の決定)

会 長

続きまして、議事録署名者の決定をさせていただきたいと思います。議事録署名者は、 議席順にお願いしたいと思いますので、川合委員と瀧委員にお願いしたいと思います。よ ろしくお願いいたします。

(議題の審議)

会 長

それでは、議題の審議を進めていきたいと思います。最初に議題の第1号一宮市景観計画の策定について。事務局よりご説明をよろしくお願いいたします。

事務局はい、会長。

会 長 はい。

事 務 局 それでは、一宮市景観計画について、パワーポイントを使いまして担当から説明させて いただきます。よろしくお願いいたします。

事 務 局

それでは、本日の議題第1号であります一宮市景観計画の策定について、ご説明させて いただきます。

まず、現在策定を進めております景観計画の構成をもとに、都市景観審議会での内容についてご説明いたします。前回1月に行いました審議会では、序章の景観計画策定の目的などをご説明いたしました。また、景観における本市の現状や景観の資源調査結果から、第1章の本市の景観特性やランドマークについてご説明いたしました。

今回は、前回説明いたしました本市の現状、景観特性をもとに、スライド中段にあります第2章の景観計画区域と方針として、景観計画区域の設定や将来の景観像、景観形成の基本方針などについて、また第3章の景観計画区域内における行為の制限として、届出対象行為、色彩などの景観形成基準についてご説明いたします。また、9月に予定しております次回の都市景観審議会では、第4章の景観重要建造物や景観重要樹木の指定の方針から第7章の景観特性の推進に向けての項目までを説明し、景観計画の素案をお示ししたいと考えております。

それでは、本日の説明に入らせていただきます。

こちらの図には、前回審議会においてご説明いたしました、景観特性から本計画の基本理念を定めるまでのフローを示しております。お手元の資料の1ページ目になります。左の列に縦に並んだ4つの景観特性は、愛知県が作成しております、美しい愛知づくり基本方針に基づき、緑色に自然景観、茶色に歴史景観、黄色に生活景観、青色に産業景観と色づけをしており、右に流れていく形で整理しております。全体に共通する項目につきましてはグレーで着色しております。

一番左の列の景観特性に、左から2列目の平成21年に策定しました一宮市景観基本計画の課題や一宮市総合計画などの上位関連計画、左から3列目の昨年度実施いたしました市民意見調査の分析結果を踏まえ、赤枠で示しております左から4列目の本計画の課題を整理しております。また、その課題に対して一番右の列にあります、これまでの景観施策から継承すべき視点とこれからの景観づくりに向けた新たな視点を踏まえ、右上にあります本計画の基本理念を定めました。基本理念は、「木曽川に育まれた歴史や文化が織りなす親しみのあるまち一宮」とし、10年前に策定いたしました一宮市景観基本計画の基本理念の流れを受けたものになっております。

続きまして、景観計画における区域設定と景観形成方針についてご説明いたします。お 手元の資料の2ページ目をご覧いただきたいと思います。

まず、景観計画区域についてですが、本計画の対象とする区域は、市内の特定の区域を 対象とするのではなく、市全体で良好な景観形成に取り組んでいく必要があると考え、景 観計画区域は市全域といたしました。また、本市の景観特性を踏まえまして2つの景観軸 と5つの景観ゾーンを設定し、それぞれの特性に合わせた景観形成の方針を定めました。

まず、2つの景観軸についてですが、河川景観軸は木曽川沿いの一体感や連続性を確保 した潤いのある景観の創出、歴史街道景観軸は美濃路沿いの歴史的なまちなみの一体感や 連続性を確保した趣のある景観の継承を方針としました。

また、5つの景観ゾーンについてですが、まず、田園景観ゾーンにつきましては主に市 街化調整区域を想定しており、良好な田園景観の保全や身近な潤いのある景観の創出、商 業景観ゾーンは都市計画マスタープランの商業業務地を想定しており、にぎわいや活力の あるまちなみ景観の創出、住宅景観ゾーンは市街化区域のうち、商業景観、工業景観、沿 道景観の各ゾーンを除いたエリアを想定しており、潤いとゆとりのある暮らしを実現する 景観の創出、工業景観ゾーンは都市計画マスタープランの工業地、産業拠点を想定してお り、既存工業地や新たな産業拠点における良好な産業景観の創出、沿道景観ゾーンは市街 化区域内の主要幹線道路沿道を想定しており、沿道の連続性の確保に加え、にぎわいの中 にも風格のある景観の創出を方針としました。

また、本市として重点的に良好な景観の形成を図る必要がある地区に関しましては、景観重点地区を定めていきたいと考えております。その候補地区としまして、尾張一宮駅前の銀座通りから本町アーケード周辺、真清田神社の一帯のエリアとして尾張一宮駅前地区、美濃路のうち萩原宿、起宿周辺の歴史資源の残るエリアとして萩原・起宿地区、国営木曽三川公園138タワーパーク周辺エリア、木曽川緑地公園、冨田山公園の3つのエリアとして木曽川沿川地区を本計画で位置づけたいと考えております。本計画策定段階では候補地区として位置づけ、将来的に地元の皆様方との合意が図られた後には、重点地区として当該地区を対象とした景観計画を定めることを想定しております。

こちらの図がお手元の資料の2ページ目右側の図になりますが、これまでにご説明いたしました2つの景観軸と5つの景観ゾーンを色ごとで着色した景観形成方針図となります。 その上に景観重点候補地区をプロットしたものです。

ここまでの内容が、景観計画の第2章、景観計画区域と方針となります。

続きまして、第3章、行為の制限に関する事項の説明をさせていただきます。お手元の 資料の3ページ目をご覧ください。

景観計画区域内の景観を維持保全することを基本としつつ景観形成を推進していくために、景観に影響を及ぼすおそれのある行為を届出対象行為としまして、行為の着手前に届出をしていただきます。各景観軸、景観ゾーンごとに建築物や工作物の形態意匠については、景観形成基準を定めて、届出対象を決めていきます。この届出対象行為は景観法第16条に基づくもので、中段に赤色で着色しております建築物の建築等、工作物の建設等、開発行為については、法律により定めることとなっております。また、選択事項としまして、青色で着色しておりますような項目を届出対象行為とすることもできますが、本市の景観特性より、まずは必須事項のみを届出対象として考えております。

また、景観法第17条第1項に基づく特定届出対象行為に関しましては、条例で定めることにより、変更命令などができるものになります。これにつきましては、先ほどご説明いたしました景観重点候補地区において合意形成の中で検討してまいりたいと考えております。

続きまして、届出対象行為について整理いたしました。全ての建築物や工作物を届出対象とすることは、事務処理上、困難となります。そこで、各景観軸、景観ゾーンの特性から、表に届出対象行為(案)を整理いたしましたので、ご説明いたします。お手元の資料3ページ目左側の中段をご覧いただきたいと思います。各景観軸と景観ゾーンの現況写真とともに、建築物の建築等の基準をご説明いたします。

まず、木曽川沿いの河川景観軸につきましては、木曽川緑地公園の例を載せておりますが、このように木曽川堤防の川側には基本的に建築物は建ちません。よって届出対象行為につきましては、高さなどの基準を設けず、全ての行為といたしました。

次に、歴史街道景観軸につきましては、美濃路沿いの歴史的な街並みが残る萩原地区の 例を挙げております。基準を定めるに当たり、現在の建物がどれくらいの規模のものがあ るかをスライド右側に載せておりますが、平成29年度建物階数現況図を参考に検討いたしました。こちらの図は建物の階数に応じて着色されておりまして、1階建ての建物は水色、2階建ての建物は黄色、3階建て以上の建物は赤色となっております。美濃路沿いの建物は、1階建てまたは2階建てで構成されております。写真にありますように、2階建ての建物でも背の高い建物もありますので、概ね3階建ての建物までで景観が構成されております。そのため、4階建て以上の建築物が景観に影響を及ぼす行為として、高さ13mを超えるものといたしました。また、建築面積につきましては、街道沿いに建ち並ぶ一般的な住宅や店舗などは届出対象行為には含めない規模といたしまして、300㎡を超えるようなものを対象行為といたしました。

次に、田園景観ゾーンにつきましては、浅井町地区の例を挙げております。こちらの地域につきましても、1階建て、2階建ての建物が多く、田畑も多く残る地域となっております。先ほどの歴史街道景観軸と同様に、市街化調整区域の農地と既存集落の共存する景観に影響を及ぼす4階建て以上の建築物を想定し、高さ13mを超えるものを届出対象行為といたしました。また、歴史街道景観軸よりも田園景観特有の敷地の大きい建物も存在することから、建築面積500㎡を超えるものを対象行為といたしました。

続きまして、商業景観ゾーンにつきましては、一宮駅周辺地区の例を挙げておりますが、駅前地区に関しましては3階建て以上の建物が多く存在します。そのため、先ほどの市街化調整区域の田園景観ゾーンよりも高い建物を届出対象行為とすべきと考え、後でご説明いたします工業景観ゾーン以外の市街化区域については、高さ15mを超えるものを届出対象行為といたしました。また、建築物につきましては、市街化区域であり、開発規模も大きくなることが想定されるため、商業景観ゾーンでは、建築面積が1000㎡を超えるものを対象行為といたしました。

続きまして、住宅景観ゾーンにつきましては、伝法寺地区の土地区画整理事業によりできた住宅地の例を挙げておりますが、こちらの地区におきましても 1 階・ 2 階建ての建物が多く、 3 階建て以上の建物が一部存在いたします。そのため、先ほどの商業景観ゾーンと同様に、高さ 1 5 mを超えるもの、建築面積が 1 0 0 0 m を超えるものを対象行為といたしました。

続きまして、沿道景観ゾーンにつきましては、国道22号の沿線の例を挙げておりますが、この地区におきましても1階・2階建ての建物が多く、3階建て以上の建物が一部存在いたします。先ほどの商業景観・住宅景観ゾーンと同様に、高さ15mを超えるもの、建築面積は1000㎡を超えるものを対象行為といたしました。

最後に、工業景観ゾーンにつきましては、明地の工業専用地域の例を挙げておりますが、この地区においても、1階建て、2階建ての建物が多く、3階建て以上の建物が一部存在いたします。しかし、工場や倉庫は高さの高いものが多いため、先ほどご説明いたしました商業・住宅・沿道景観ゾーンとは異なる景観となっております。そのため、高さ18mを超えるものといたしました。建築面積につきましては、市街化区域で統一の1000㎡を超えるものを対象行為といたしました。

以上、2つの景観軸と5つの景観ゾーンの建築物の建築等に関する届出対象行為をご説明いたしました。

また、工作物につきましては、建築物の高さと同じ高さに合わせた基準とし、開発行為につきましては、市全域で一律の3000㎡以上といたしました。

続きまして、お手元資料3ページ目の左下から右側にかけましては、これまでご説明いたしました届出対象行為の基準が、ほかの市町ではどのような基準になっているのか、また建築確認申請の実績の資料をつけております。県内の景観計画を策定しております市町の事例におきましても、このような高さの基準や建築面積、立面積などによる基準を定めております。また、スライド下段に過去10年の建築確認申請件数の実績も載せております。開発行為におきましても、県内の景観計画を策定しております市町では、このような基準で届出対象行為を定めております。スライドの下には平成22年から30年までの開発許可件数の実績を載せております。

続きまして、お手元資料4ページをご覧いただきたいと思います。景観形成基準につきましては、資料の4ページから5ページにかけてまとめております。各項目につきましては説明を割愛させていただきますが、建築物、工作物、開発行為について主な基準をスライドには載せております。

まず、建築物、工作物の景観形成基準としましては、配置につきましては、各軸、ゾーンごとの連続性を意識し、まとまりある景観形成に努める。大規模なものは、周辺に違和感や圧迫感を与えない配置、規模に努める。形態・意匠につきましては、周辺環境と調和するデザインとするように努め、周辺環境に配慮し、過度に目立たないように努める。色彩につきましては、アクセントカラーはこの限りではありませんが、色彩基準を超えないように努める。付属設備につきましては、空調室外機などの建築設備は道路側から見えない位置に設けるよう努めるとなっております。その中で色彩基準につきましては、建築に影響を及ぼす効果が高いため、別途色彩基準を設けております。こちらにつきましては、この後、ご説明させていただきます。

また、開発行為の主な景観形成基準としましては、土地の形質変更については、法面や 擁壁が周辺に圧迫感を与えないよう配慮し、周辺との調和に努める。大規模開発における 良好なまちなみ、景観の誘導につきましては、大規模開発では周辺との調和を考えた土地 利用や施設の配置に努める、としております。

景観形成基準の色彩基準につきましては、市内の建物110のサンプル写真をもとに地域の色を抽出し、マンセル表色系による色相・明度・彩度により、地域特性に基づき検討いたしました。前回の審議会の中でも、マンセル表色系につきましてはご説明いたしましたが、改めてご説明いたしますと、マンセル表色とは色彩表現体系の1つで、マンセル値と呼びます。右側にありますように、色相、どんな色か、明度、どんな明るさか、彩度、どんな鮮やかさかを整理し、記号化されたもので、この3つの属性により1つの色を表現することができます。右下にありますように、各色相には縦軸に明度、横軸に彩度をあらわすマンセル表色がありまして、明度は上へ行くほど高く明るくなり、彩度は右へ行くほど高く鮮やかになります。例としまして、スライドの左下にあります写真は公共施設オリナス一宮の外壁の色彩を掲載しておりますが、赤丸で着色した色は、色相10Y、明度8、彩度2というような色の表現となります。

基準を検討するに当たりまして、長崎県佐世保市の色彩ガイドラインをご紹介したいと 思います。中央にあります2枚の写真は、色相、明度は同じでも、彩度を低くすることで 周辺の街並みと調和して見えることを表現しております。このように彩度の上限を設ける ことにより、周辺環境と調和するような基準を検討いたしました。

本市におきまして色彩基準を定めるに当たり、2つの景観軸と5つの景観ゾーンの中で

も歴史街道景観軸に関しましては、美濃路沿いの萩原宿や起宿の歴史的な街並みによる個性が残る地区のため、ほかの地区と基準を分け、差別化いたしました。基準につきましては、資料5ページ目の右側になります。歴史街道景観軸につきましては、歴史的建造物には、黒っぽいものから、蔵などには漆喰が使われ白っぽいものもございますので、明度の低いものも基準内とする必要があるため、明度に基準を設けず、彩度は赤から黄色系の色相につきましては彩度4以下、それ以外は2以下といたしました。それ以外の地域につきましては、明度が低いものは暗くなってしまうため、明度は6以上とし、彩度は赤から黄色系の色相については6以下、それ以外は2以下といたしました。

このような基準となりますが、実際どのような色彩の建物が基準内なのか、具体的な建物を例にご確認いただきたいと思います。お手元資料の7ページ目をご覧いただきたいと思います。先ほどご説明いたしました市内のサンプリングした写真の中から12例を取り上げたものを、左に載せております。色彩調査は各景観軸、景観ゾーンごとに調査を行っておりますが、どこを基準として線を引くべきなのかを検討するため、色相ごとに整理したものをもとにご説明いたします。

こちらは、12例のうち色相7.5Rの2つの建物の例でございます。あくまでも色の例ですので、建物の大きさやデザインは無視していただきたいと思います。まず、左側の写真の店舗の色彩につきましては、マンセル値でいいますと7.5R6の6です。今回の基準ですと、歴史街道景観軸の基準にはなりませんが、その他の地区では基準内となります。また、右側の写真の店舗の色彩は、マンセル値でいいますと7.5R5の12です。彩度が高いため、市全域で基準外となります。

拡大をしてみますと、このような色合いになります。

また、12例のうち、青系の色相10Bの2つの建物の例もお示ししたいと思います。 左の写真の住宅の色彩は、マンセル値でいいますと10B6の2です。今回の基準ですと、 歴史街道景観軸も含めて市全域の基準内となります。また、右側の写真の店舗の色彩は、 マンセル値でいいますと10B5の6です。今回の基準ですと、彩度が高いため、市全域 で基準外となります。

拡大をしてみますと、このような色合いになります。

ここまで色彩基準についてご説明いたしましたが、届出対象行為となる建築物におきましても同じ色一色で塗られることはありませんので、アクセントカラーについても検討いたしました。お手元の資料8ページ目をご覧いただきたいと思います。こちらのスライドには、アクセントカラーの割合を上から10%、20%、30%で検証したイラストを示しております。この中で20%を許容範囲とするのが望ましいと判断いたしました。

以上が本計画の景観形成基準の説明となります。

ここまで景観形成基準をご説明いたしましたが、色相や明度、彩度を調整すると街並みはどのように変化するのか、こちらの尾張一宮駅前銀座通りの景観をもとに、建物の色彩を調整してみました。赤枠で囲んだ部分に注目して見ていただきたいと思います。全体的に目立つ色相や明度、彩度の調整をしたり、看板などを取り除くことにより、街並みにまとまりや落ち着きを感じていただけるのではないでしょうか。

また、逆に明度や彩度を上げて、個々の建物が目立つ景観の例も作成してみました。こちらをご覧ください。このように明度や彩度の高い色彩にしますと、派手な印象の個々の建物が目立ち、調和のとれない景観となっていきます。

個々の建物が目立つ調和のとれていない景観がつくられないように、このように調和の とれた景観を形成できるよう、このような基準といたしました。以上で説明を終わります。

会 長 ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問やご意見はありますでしょうか。

季 員 簡単な質問ですが、景観計画の行為規定の届出対象行為には景観軸とゾーンとなっていますが、それぞれの基準を設ける上でちゃんと線を引かないといけないはずですが、歴史街道景観軸の場合は、沿道、道路から例えば奥行き何mとか、あるいは敷地と面していたら範囲になるのか、何かそういう明確な基準というのはつくるつもりはあるのでしょうか。

事 務 局 | 沿道の幅の基準を定めるかという意味でよろしかったでしょうか。

委 員 そうですね。美濃路沿いと言ってもどこまでが沿いになり、どこまでがかかるのかとい うことです。

事 務 局 実際、届出制度に移行する場合には、概ねラインを地図に入れて公表したいと思います。 何mというのはまだ決めておりませんので、今後の課題となっております。

委 員 線が引かれるということですね。

事務局 そうです。線を引きます。

委 員 その時にトラブルが起きないように、奥行きなのか、敷地が道路に面しているのか、何らかのルールを決めて線引きいただければと思います。

事務局はい、ありがとうございます。

会 長 ほかにいかがでしょうか。

委 員 歴史景観の話で、今は景観法でこういった括りをされているのですが、都市計画法の中 の景観地区、こういったものとどうクロスさせるのかというような検討もされたのですか。

会 長 事務局でご回答をお願いいたします。景観地区にもこれは入っていないと思うのですが、 それを入れるかというご質問です。

委 員 入れるのかということではなくて、そういう検討もされたのかということです。

事務局 都市計画法でいう景観地区のことは考えておりません。景観法に基づく景観重点地区ということで考えているところです。

会長はかにいかがでしょうか。

会

委 員 色彩に関してですが、6ページのマンセルの数値、赤い点線と青い点線を、どのまちを 参考にしたのか、どこの資料から引用されているのか、市のほうで独自に検討された数値 か、その辺を教えていただきたいと思います。

事務局 こちらはほかの市のものも参考にはしておりますが、青い点線は歴史景観軸専用、赤の 点線はそのほかの地区ということで、ほかのものを参考にしつつ独自に判断しております。

季 員 事前説明でもお伺いしたのですが、歴史地区は別として一般地域である赤い点線の中に も歴史地区と同じような家屋の色があっても全然おかしくないと思うのですが、どうして 明るい上のほうの数値だけに限定されたのか、その辺の説明をお願いします。

事務局 先ほども説明いたしましたが、まち全体が暗くならないようにということでダークトーンを控えたということになります。

委 員 今もちょうどモニターに出ていますが、駅前のところもあちらの画面よりこのモニター はもっと白っぽく見えていました。まちの形成として、このような白っぽいものがいいの かどうかということです。ここにあらわれている彩度の高い色、例えば大阪の難波のよう な雰囲気があってはいけないのか、全部が京都でないといけないのか、その辺の考えをお 聞きしたいです。

事 務 局 そういったご意見もございました。大阪心斎橋のように派手なものがいいのか、京都のように落ち着いたトーンのものがいいのか。そういったことを相対的に考えた中で、事務局としましては、落ち着いたトーンでいったほうが今後の景観によくなるのではないかと考えて、今回このようにつくらせていただきました。

委 員 これで決め込んでしまっていいのかどうかということを一度審議していただきたいと思 います。

会 長 今、色彩、特に歴史のほうではなくて赤いほうの線が下に延びていないのはなぜかとい うことだと思います。ガイドラインについて何かご意見がある方、いらっしゃいますか。

季 員 確かに同じトーンで、ぼんやりしたという感じがあるのかなと。明るいということに重点を置いたことによって、ぼんやりしたものになっています。ただし、色相表にもありますように、いくら薄くても対角する色は補色関係にあると思うので、補色が並ぶことによって派手な趣が出てくるような気がします。全体の彩度、明度を絞るというのは、ルールとしていいのかなと思います。

長 ほかにいかがでしょうか。 同じ色相で同じ彩度で、明度だけ違うというのが、視覚的に確認できるものはあるので

しょうか。

委 員

明度だけ薄くすると、各色相関係なく、上のほうの左に集中しますよね。いろんな色が 日々紫外線に打たれて変色しますから、放っておいてもこんな色に変色していくと思うの ですが、あまりにも最初からこの色でつくって、まちの構成がいいのか。中には黒っぽい ダークな色のほうが合った店舗もあるし、白いほうがいい店舗もある。それから商いによ っても当然そういう差別化が出てくると思うのですが、色相関係なく、全部こんな決め方 でいいのかなと思いましたから、ご質問させていただきました。

事 務 局

明度の違いだけという資料が今はないですが、アクセントカラーは特に彩度、明度を決めておりませんので、例えば20%のアクセントカラーの中でも調整はできるのかなということを事務局としては考えております。

会 長

7ページに建物の写真があって、右側にマンセルの絵がありますが、1番から12番まで建物がある中で、例えば1番、2番は赤の点線の一般のところには建てられない、使えない色ということですね。

事 務 局

はい、一般のところでは使えない色になります。

会 長

同じように右の7.5Rの6番も使えないということですよね。

事 務 局

6番も使えないということになります。

会 長

簡単に言うと、歴史的以外のところで、先ほどの規模、18m以上の建物については、 これらの色が使えなくなる基準ですがよろしいですかというご提案だと思います。

事 務 局

そういうことになります。

会 長

ほかにはありませんか。

委 員

皆さん勘違いされていると思うのですが、届出行為の対象になるのは、一般の戸建て住宅は外れていますので、戸建て住宅の色は赤でも青でも何でも大丈夫です。というのも、建築面積が300㎡を超える豪邸を誰が建てますかということです。だから、歴史街道景観軸であっても対象外なのです。

今日審議しているのは、3ページの右側の真ん中、過去約10年間の建築確認・開発許可の届出件数というのを見てほしいのですが、高さ13mから15m超ということですから4階建て以上ですね。何%ありますか。0.5%ですね。10年で127件しかありません。1年で12~13件しかひっかからない。建築面積で見ても、500㎡以上であっても1.7%。つまり、スーパーや倉庫、工場等しかひっかからないのです。つまり、それ以外の建物に関しては、今議論していただいている基準というのは全く関係がありません。その辺を皆さんご存じかどうかです。

ですから、今審議していただいているのは、ほとんど心配ない。ほとんどの建物がひっかからない上に、色に関しては多少の制限がありますが、ほかの景観形成基準は、見てわかるとおり、曖昧な言葉と努めるという言葉です。私は少なくとも全部努めるという言葉を取ってほしいと思います。努めると入れないと指導をする時に困るから入れているだけです。何々するように指導したのかと役所は言われますが、努めると書いてあれば、努めてくださいと言って、あとはどうなっても叱られないので、そういう言葉が今入っているわけです。意地悪く言ってすみません。なので、景観形成基準には少なくとも努めるという言葉は全部取って欲しいです。

それでなくても景観計画は届出勧告制度ですから、勧告までしかできない。許可制じゃないので、業者が押し切ればできてしまう。ある意味、強そうで弱い計画、景観法なのです。ですから、少なくとも役所としては姿勢を示すということで、努めるという言葉は取るということと、皆さん心配されるほど建物はひっかかってこない状態になっているということです。

あと、色彩のことで駅前の写真が出ましたが、全域の統一ルールのことを今やっておりまして、この後、駅前とか起と萩原、木曽三川公園の近くについては、別途、重点地区ということで、別の景観形成基準がつくられるはずです。その時に色や高さをもう一度基準を決め直すということになると思いますので、その時が勝負なのです。やはり全域、どこもかしこも景観にかなり厳しく規制をかけてやれというのは現実的ではないし、誰も興味を持ってない。大事なのは、駅前だとか宿場町の雰囲気が今多少でも残っているところであって、そこをどうするかというのがポイントなわけです。それについて今回は全く審議していない。

だから、ある意味私は一般の区域についてはほとんど無視できるなと思っています。今は全く勝負とは関係がないところで、重点地区になったら一生懸命やろうというのが僕の考えです。今出されているものはあまり影響がないもので、だから色に関してもあまり厳しく見なくてもいい。駅前のことを考えるのではなくて、田んぼの中の建物、しかも戸建てでぽんと建つのをどうするかとか、お店をどうするかぐらいをイメージして審議していただくのがいいかなと思います。ちょっといろいろ言いました。

会 長

ほかにありますか。

届出対象行為とセットで見ないといけないというところが実はあります。

後で発言しようと思っていたのですが、逆に届出対象行為の数はこれでいいのかというのは、少し思っています。ほかの自治体だと年間100件ぐらい取り扱うぐらいの基準にしているところがあるので、それでいくと数が少ないです。小さい規模のものは好き勝手な色、ピンクであろうが何であろうが何でも建ってしまうわけです。今、大きい規模だけにしているというのは、大きい建物は周辺に与える影響、景観に与える影響が大きいので、大きいものについては届出対象行為にして規制をかけようとしています。

何かほかにありますか。

委 員

アクセントカラーですが、全体の可視区分の20%については、どんな色を使ってもいいということですか。

事 務 局

可視区分といいますか、1壁面の中の20%であれば、どの色でも可能な色ということになります。

委 員

多色もいいのですか。

事 務 局

レインボーカラーでも、今の時点では構いません。

委 員

そうすると、ビビッドな色も巨大な壁面に20%は出てくるということなのですね。そうすると、先ほど言われたようなぼやけた感じにはならず、工夫できるのかなと思います。 ありがとうございます。

会 長

ほかにいかがでしょうか。

委員

アクセントカラーについて、壁面が巨大だったら20%でもすごく巨大になって、隣の建物の100%ぐらいの大きさになるわけです。絶対的な面積基準というものをあわせてつけないといけないかなと思います。8ページの右側のアクセントカラー20%を見ると、少し大きいなと僕の感覚では思います。セブンイレブンとかファミリーマートにあまり文句を言いたくないと思うわけですが、左側のコンビニの帯ぐらいの感じであれば、まあいいかなと感じます。右になると多いかなという気がします。つまり、建物が大きいからです。なので、20%は20%でいいですが、それに加えて、例えば何㎡までというような基準もあわせてつくるべきかなと思います。

会 長

ほかにいかがでしょうか。

今のところ景観形成基準のほうにご意見が多いですが、前半の届出対象行為についても いかがでしょうか。

ここでは皆さんの意見をお聞きして、それをまた事務局にお返しして、そちらのほうで 検討されるということで、よかったでしょうか。

事 務 局

そうですね。なかなかここでというのは難しいかと思いますので、皆様のご意見を持ち帰って事務局のほうで考えさせていただきたいと思います。

会 長

そういうことですので、皆さん気兼ねなくと言うと変ですが、ご意見があればお願いします。今までの議論を聞きながらまた追加でということでも結構です。意見を踏まえてまた事務局のほうで案を再考いただけるということですので、いかがでしょうか。

少し話がそれるのですが、5つのゾーンと2つの軸は、今までの景観法に基づく条例がない前の一宮市の条例にはこのゾーン設定はあったのでしょうか。それとも今回初めて条例に導入されるということでしょうか。

事 務 局

もともとのものにつきましてもゾーン設定はございました。概ね近いものはあるのですが、これほどはっきりしたものではございませんでした。今回のゾーン指定は、主に市街 化区域と市街化調整区域がメインで分けておりますが、前回のものにつきましては、もう 少し大きなゾーン分けでした。

会 長

そうすると今回は届出対象行為と景観形成基準を適用する、届出勧告でやっていくということで、もう少しきめ細かなゾーン設定にされたということですか。

事 務 局

はい、そのとおりです。

会 長

全体のゾーン設定、それから届出対象行為、あと景観形成基準についてほかにご意見は ありますか。

委 員

先ほどご意見いただいて各個別のゾーンというのはこの先で議論することだとも言われ たのですが、あえて言わせていただきます。

今、1回目に会議に出た時と少し心境が変わってきています。というのはコロナが影響を及ぼしていて、私どもの商売は大変な打撃を受けています。商業景観ゾーンは中核市にふさわしい市街地としてのにぎわいと活気のある街並み、ということが書いてあります。1回目の会議の時は、真清田神社のまちだし、景観は大事だなと思っていたのですが、今は、そんなこと言っていられないと。自分が死ぬか生きるかという時に、こんなことを言ったら会議をぶち壊すようになるのですが、正直な気持ちとして、ここに座っていていいのかなとか、会社に帰って仕事をしたほうがいいのではないかなというような気持ちになっているぐらいです。

要は商売が逼迫しているということで、私だけではなくて皆さんそうだと思うのですが、 そういった時勢も受けて、商業景観ゾーンというもの、商業を発展させなければいけない 地域について、先ほど言われましたが、規制がそれでいいのかというのは少し考えていた だきたいと思います。

会 長

ありがとうございました。今のご意見に対して、事務局は何かありますか。

事 務 局

おっしゃるとおりだと思います。現在はゾーン分けとして大まかなゾーンですが、次の 景観重点地区に移行する時に細かなルールをもう一度決めさせていただきたいと思ってお ります。

会 長

駅前と、それから萩原・起宿、ここについては別に景観形成基準をつくるということで すので、またそちらでご発言いただけたらと思います。

ほかにいかがでしょうか。

会 長

特に色彩関係が多かったと思いますが、たくさんご意見いただきましたので、またそれ を事務局のほうで検討していただきたいと思います。

それでは、議題第2号一宮市屋外広告物条例について、事務局から説明をお願いいたします。

事 務 局

はい、会長。

会 長 はい。

事 務 局

それでは、一宮市屋外広告物条例の策定について、パワーポイントにて担当から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

事 務 局

まず、先日の事前説明の際に配付させていただいた資料に修正がございましたので、本日修正版をお配りさせていただいております。 A3の2枚がA3の1枚の表裏に修正しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料と同様のものをスクリーンに映しておりますので、スクリーン をご覧ください。一宮市屋外広告物条例の制定について報告させていただきます。

屋外広告物条例は、屋外広告物法により、都道府県が屋外広告物や屋外広告業の必要な事項を定めることとなっておりますので、現在、本市では、愛知県の条例に基づき屋外広告物の許可や簡易除却事務などを行っています。本市は令和3年4月1日に中核市移行を目指しており、屋外広告物法の政令指定都市や中核市はその都市で処理することという大都市特例に基づいて、中核市移行にあわせて一宮市で独自に屋外広告物条例を制定して、運用を行っていくこととなります。今回は現在制定中の条例について報告させていただくものになります。

では、まずは屋外広告物の説明からさせていただきます。

屋外広告物は、さまざまなものがあって、まちのいたる場所に設置や表示がされております。これらの設置が無秩序に行われると、都市の景観や風致を損なうこととなってしまいます。また、設置や管理が適正に行われないと、看板が倒れる、落ちてくるなどによって事故が発生する場合があります。そういったことを防ぐため、広告物の設置や管理の仕方についてはルールが必要となります。屋外広告物条例の目的は、地域の特性を考慮した良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、または公衆に対する危害を防止することとなっております。

ちなみに屋外広告物とは、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、図に示しますように看板、立て看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物などに掲示され、または表示されたもの並びにこれらに類するもののすべてを満たしているものを言います。

続きまして、どのような内容を条例や施行規則などで定めるのか、説明いたします。参 考資料としては、お配りさせていただいている資料の後ろに、愛知県屋外広告物条例のし くみというパンフレットをつけさせていただいております。これは、愛知県条例や施行規 則で定まっている事項を、屋外広告物を設置している人向けにまとめたものでございます。 この内容について紹介させていただきます。

まず、パンフレット1ページから3ページに当たる部分ですが、ここでは広告物を設置禁止する地域を禁止地域、設置禁止とする物件を禁止物件、許可を得て設置できる地域を許可地域と定義しております。都市公園ですとか指定道路や鉄道の周辺区域、低層住居専用地域、橋りょう、街路樹、電柱などが広告物を設置できない地域や物件に指定されています。

続いて、4ページから7ページの説明でございます。広告物は、種類に応じて、表示面積が何m以下、高さが何m以下、地色に原色の使用禁止のものなど、個別の基準が定まっ

ております。

続きまして、8ページから11ページになります。こちらは、用途や規格に応じて禁止 地域の適用除外、許可地域の適用除外があり、例えばお店・事業所の場所でそのお店・事 業所の名称や営業内容を示すものは自家用広告物、また管理の必要に応じて設置するもの は管理用広告物、道しるべや案内図板の役割を担う案内広告といった種類のものなどにつ いて、定められた規格に合っていれば適用除外となって、禁止地域でも許可でき、許可地 域でも許可不要で広告を設置できるというものについて説明しております。

先ほど、禁止地域や禁止物件で、指定道路の周辺ですとか電柱が設置禁止として説明させていただきましたが、実際にはそのような場所にも広告物が設置されております理由としては、この適用除外規定があって、規格に合っていれば設置可能となるためでございます。禁止地域は、許可地域より基準が厳しい地域とイメージしていただければよいかと思います。

そのほか、条例や施行規則で定まっている事項は次のとおりです。

パンフレット12ページから13ページに説明しておりますのは、許可の手順や変更、 更新の手続についてや、屋外広告を設置・管理する業者登録について定めております。また、パンフレットには記載されておりませんが、条例の内容としては、ほかに広告物を管理する者の点検・除却の義務ですとか、審議会への諮問事項、許可に係る手数料、違反する案件があった場合の措置命令、立入検査、罰則などが書かれております。

以上、現在の運用として、県の条例や施行規則の内容を簡単にご説明させていただきました。

お手元の資料1ページに戻りまして、現在、県の条例や施行規則を参考に一宮市屋外広告物条例及び施行規則の制定に向けて進めているところですが、一宮市独自の要素を幾つか盛り込むことを考えておりますので、主なものをご説明いたします。

まず1つ目に、一宮市の実情に合わせた禁止地域の設定です。先ほどのパンフレットの中でも説明いたしましたが、許可地域は広告物の種類に応じた個別基準だけなのに対して、禁止地域は大きさの制限や高さ制限などもあり、かなり厳しい規格の規制がございます。

具体的な禁止地域の指定案について説明いたしますので、資料2ページ目をご覧ください。愛知県の指定では、人口集中地区、DID地区以外の主要道路・鉄道周辺は禁止地域となっており、図面のピンクの部分が禁止地域になります。高速道路や国道22号、新幹線、その他の鉄道沿線がピンクになっておりますが、DID地区以外のということで、黄色に着色されている地区は禁止地域ではありません。本市は、都市の成り立ちにより、DID地区が市街化調整区域にも広がっております。そのため、例えば右の写真にありますような国道22号の市内中心部と離れた場所でも看板が乱立しており、良好な景観を乱しているのが現状でございます。そこで、DID地区かつ市街化区域以外の主要道路・鉄道周辺を禁止地域にすることを考えております。そうしますと、図の緑着色の部分が新たに禁止区域となります。それによりまして、写真にあります広告物のうち、一般広告、商品や営業内容のみの広告が設置できなくなり、また案内広告、事業所などを右折何mなどと案内するものについては、表示面積5㎡を超えるものや地上高さ5mを超えるものが設置できなくなります。そのため、写真に説明されている看板は全部設置できなくなるものと考えられます。

資料の1ページ目に戻りまして、2つ目、広告物協定地区制度の制定について説明いた

します。これは、地域のまちなみと調和した広告景観をつくるために、その地域に住んでいる人々が広告物の自主的なルールとして色彩や意匠などを決め、それを市長が認定することにより公的な位置づけを与えるという制度です。今回は具体的にどこどこの地区の協定を認定するというものではなく、制度そのものを設けるものでございます。

3つ目に、投影広告物の設置基準を設けるものでございます。投影広告物は、建築物に 光で投影する方法により表示される広告物で、近年ではプロジェクションマッピングと言 われる投影手法により表示される広告もあらわれ始めており、国の投影広告物条例ガイド ラインが示されたのを踏まえ、施行規則により基準を規定していくものでございます。こ の基準案としましては、景観、周辺環境、安全性に配慮し、支障を及ぼさないこと、図面 にありますように光源から投影面までの間に道路が含まれる場合は、建築限界、図面にあ らわす赤色のハッチング部分を侵さないこと、光によって信号機、道路標識などの効用を 阻害し、または車両運転者をげん惑するおそれがないこと、投影面が壁面であれば、壁面 広告の個別の基準に適合していること、といったことを考えております。

最後、4つ目にエリアマネジメントとしての活用についてです。近年、各地で民間が主体となった景観形成や地域の魅力向上などを図るためのエリアマネジメント活動が広がってきております。道路上などの公共空間は、基本禁止物件となっておりますが、こういった活動によってまちのにぎわい創出につながっていくような広告物については設置可能にしようというものです。具体的な条件として考えておりますのは、広告物の設置者が広告料を受ける場合は、その広告料は、案内図板や公共掲示板などの設置や管理、または当該地域におけるイベントなどの公共的な取り組みの費用に、一部または全部を充てるもの、広告物の表示期間は原則3カ月以内であること、良好な景観の形成などに寄与するもの、関係機関との調整がされるもの、これらを満たす広告物については、例えば右の写真にありますような今まで民間が設置できなかったものも設置可能にしようと考えております。

以上が愛知県にはない、一宮市独自として考えている要素になります。

続きまして、景観審議会への諮問事項ということで、一宮市屋外広告物条例に5つの事項を、審議会意見を聴かなければならないものとするように考えてございます。先ほども説明いたしました一宮市の独自要素に関係します部分としては、(1)禁止地域・禁止物件のうち、市長が指定するものに係る指定、変更をしようとするとき(5)広告物の表示または掲出物件の設置許可の基準の制定、変更をしようとするときの2つになります。これらの正式な諮問としましては、次回の審議会に説明させていただく予定でございます。また、(2)(3)の広告景観地区・広告景観指針については、今後景観計画の中で進められていく景観重点地区の計画と足並みをそろえ、広告物についてはこちらの条例のほうで規制を検討していきたいと考えております。

最後に、今後のスケジュールを説明いたします。

今回説明いたしました条例の内容について、条例案を8月から1カ月間、パブリックコメントにて市民から意見を募集いたします。次回の9月に予定しております審議会では、先ほど説明いたしました諮問事項についてご審議いただきます。その後、12月議会で条例の上程をし、議会後に条例と規則を交付いたします。その施行は中核市移行に合わせて4月1日になりますので、1月から3月に条例の規制内容などの事前周知を行う予定です。一宮市屋外広告物条例についての説明は以上でございます。よろしくお願いします。

会長りがとうございました。

委

員

それでは、ただいまの事務局の説明について、ご質問やご意見等はありますでしょうか。

委 員 この新しい条例は、新年度からの公布ということで、実施が4月から、新年度からとい う解釈でよろしいですね。

事 務 局 おっしゃるとおりで、中核市にあわせて4月1日から施行ということでございます。

委 員 現在一宮市は、県に業者が登録を出しまして、たしか来年の5月が更新の年ですから、 登録をとっている方に対しての事前説明会などの開催予定はありますでしょうか。

事 務 局 ご要望があれば必要に応じて、そういったことも考えていきたいと思っております。

委 員 一応登録は出している業者で、みなし登録で一宮市、中核市のほうに出せると理解して おりますが、愛知県に登録を出しているところも相当な数です。登録が出ているところに は案内や通知が行くとは思うのですが、登録を取っていない業者もたくさんいます。それ はどういう対処をしていただけますか。

また、現在違反物件に相当するものは、どのような手順を踏んで、どういう指示や勧告といったものを出されるのか、その辺もお聞きしたいです。

事 務 局 現在も、条例につきましては、県の条例に基づき、市のほうで許可しておりますので、 そういった違反物件等があれば、今後は市の条例に基づいて指導していきたいと思ってお ります。また、登録されていない業者さんについては、私どもは把握しておりませんので、 その辺も県などから情報をいただければ、登録いただけるように指導をしたいと思ってお ります。

もう1つ、広告美術業協同組合は、全員登録を取ったメンバーで構成しております。入る条件としては、登録を取らない業者は入れないということで、取りたくない人は当協同組合には全国どこでも入会しておりません。ですが、そういう方が結構違反物件をつくって、またどこかへ移動してしまうという実例が多数あります。ですから、そういうところの取り締まりをやっていただきたいなと考えております。

また、現在市のほうに届出が何件あって、届出が出てないのがそれらの何倍あるのか、そういうところも何か数字的なものを把握されているのかどうか。多分、この写真を消してあるものは、ほとんど登録してない、届出なしだと思いますが、その辺の実態の把握がないとなかなか進んでいかなくて、登録している業者だけが締めつけられるというような実例は過去にはたくさん見ておりますし、経験もしております。そういうところで健全な業者が困らないようにしていただきたいなと考えております。以上です。

会 長 事務局で何か対策等を考えられているとか、何かやっていることがあれば教えて下さい。

事 務 局 今までもそういったものに対して指導はさせていただいているのですが、なかなか数量

もありまして、数まではどれだけあるかというのは把握していないのが現状です。

会 長

今のご指摘、すごく重要なことだと私も思っていまして、全国的にも建築物ですと建築確認というのが出てきて、色々なところでチェックできるのですが、広告物の場合はなかなかそれができないので、条例の中にそういうものをチェックできる仕組みというか、何かそういうものを入れられるような考えはありますか。他市でも神戸はたしかあったように思います。京都もあった気がします。一宮市ができるかどうかわかりませんが、先ほど色彩の話が出ましたが、建物の色彩や質よりも広告物が大きく出てくると景観に与える影響が大きいです。他市の事例等を調べていただくような形でいいと思うのですが、何か市のほうで考えはありますか。

事 務 局

今言われました他市の条例等を調べて、検討させていただきたいと思います。

会 長

よろしくお願いします。ほかに意見はありますか。

委員

禁止地域になることで、市に既に設置されているもの、合法的に設置されているものは 既存不適格になってしまうのですが、これに対しては今後どのようなスケジュールで効い てくるのでしょうか。

事 務 局

基本的には経過措置を条例に盛り込みたいと思っておりまして、5年間と考えております。

委 員

5年の間に撤去しなさいということになるのですか。

事 務 局

撤去もしくは、例えば面積が大きければ少し直していただくとか、改造といいますか、 変更といいますか、そういったものをお願いしたいと思っております。

委 員

設置している方に通達をして、その期限内に必要な処置をしなさいということになるわけですね。もう1つ、違法に設置されているものに対しては、どのように今指導されているのか伺いたいです。

事 務 局

市のほうで違法物件とか手続義務違反というのもありますが、手続義務違反のものにつきましては適正に手続をするように相手方に指導しております。

会 長

ほかにいかがでしょうか。

委 員

少し確認ですが、広告景観地区というのは、現在一宮市だけでしょうか。それで景観計画も今つくっているということで、あわせてということだから、景観重点地区の候補が今出ていますが、そこが以前の広告景観地区とあわせて、建物の規制とかと連動する形で屋外広告物の規制、できれば規制というよりは方針を決めて、こういう方向でいきましょうというように、改めて駅前なり宿場町の方々といろいろやり合って、合意を取りつけた上

でルールを決めていければいいかなと思うのですが、そういうつもりで広告景観地区があるということですね。また、広告物協定地区というのは特段候補地というよりは制度だけつくろうという認識で今動いているという理解でよろしいのでしょうか。

事 務 局

景観重点地区につきましては、屋外広告物の配色等も一緒に協議して決めていきたいと 考えております。

事 務 局

現在、広告物協定地区というのはありませんが、条例で規定させていただくことになれば、対応していきたいと考えております。

委員

広告景観地区について、豊田市は国道沿いを決めていると思うのですが、一宮市で言えば22号線ですね。幹線道路沿道にはスピードが出ている車のために広告をわざと大きく派手にする傾向があるので、それを取り締まるのか、規制をきつくするのか、仕方ないとするのかによって、広告景観地区にするのか一般的な県条例に引き継いだもので済ますのか。今後、景観重点地区にはなりそうにないので、屋外広告物のほうで独自に設けるかどうかという議論を一度してもいいかなと思うのですが、その辺で何か考えがあれば教えてください。

事 務 局

現在考えておりますのは、お手元の資料にありますように、禁止区域を少し大きくして、 景観に配慮した独自施策としてやっていきたいと考えているところです。それ以外には今 のところ考えていないのが現状です。

委 員

是非一度現状を分析してみて、どうするかという検討をされてはどうかと思います。

会 長

ありがとうございます。それもあわせて引き続きご検討いただくということで、よろしくお願いします。ほかにいかがでしょうか。

私から1つ確認ですが、エリアマネジメントの活用の場合は、規制を緩和しますというのが市独自の内容になっているのですが、これ自体はいいかなと思うのですが、例えば新しく追加される(3)の投影広告物の中の例えば下に該当するような、イメージ的には期間が短いもので景観上貢献できる、まちを活性化するようなものについて、あらゆる形態のものに適用されるおつもりなのかということと、もう1つは適用除外の基準というのがあって、例えば関係機関と調整されたもの、あるいは良好な景観形成、風致の維持・向上に寄与するものとあるのですが、こういう基準をつくったとして、誰がどう判断するつもりなのでしょうか。

事 務 局

まず1つ目は、あらゆるものというところまでは考えていなくて、こちらの写真にありましたようなバナーフラッグやあとは案内板の例えばデジタルサイネージといったようなものを考えています。

それから、もう1つの判断の基準ですが、それらは認可する市のほうで、どうするかは 判断していきたいと考えております。 会 長

今の市の想いとここに書いてある基準、例えば形態も今はフラッグなど限定されると決めているのであれば、それを書かないと、これを読んだら何でもいいのかというふうに思われてしまう気がしないでもないですが、それはいかがですか。

事 務 局

すべてを排除するわけではありませんので、イメージ的にそういったものが多いのかな ということです。内容によっては適用除外ということで認めさせていただくものもあると 考えております。

会 長

ただ、誰がどう審査するのか。例えばこれが景観の審議会で諮るというわけでもないので、これはいい悪いというのは事務局だけで判断されるのであれば、ここでは何を審議するのだろうと少し思ってしまうところがあります。

委 員

デザインというのは、諮るべきところはここではないかもしれませんが、デザインをわかる方で集まって議論するようなことがあってもいいかなと思います。エリアマネジメントをする主体は、個々のお店ではなくて、商店街の組合や少し公共性を帯びた団体さんが主体になると思いますし、そこで相手役として広告美術業協同組合さんとかですね。これは私も感心したのですが、美術とついているのですね。やはり広告を規制と言うと、ないほうがいいとなってしまうのですが、これはアートだと思って、もう少し駅前などをうまく使っていくという発想が要るかなと思いました。ですから、組合さんと連携しながら、広告を使ってまちの景観をよくするという方向でも使える制度になるような制度設計にできればと思います。ぜひ工夫して制度をつくってほしいと思います。

事 務 局

今、会長から話がありましたが、なかなか判断の難しいようなものは、この景観審議会に意見をお聞きして判断するというのも1つだと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

会 長

引き続きご検討いただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。今日はいろいろご意見を伺って、それをもう一度事務局に返すという構成になっていますので、何かご意見があればお願いいたします。

委 員

さっき話が出たエリアマネジメントについてですが、是非前向きに取り組みをさせてい ただきたいと思います。

それで質問があるのですが、設置基準の案で広告物の表示期間が原則3カ月以内という 決まりがありますが、これを取り決めされた理由というのは何かあるのでしょうか。

事 務 局

例えばバナーフラッグは基本的に3カ月で、スーパーの旗のようなものも3カ月というのが県条例であります。例えば案内板ですが、案内板自体が3カ月ということではなくて、案内板にあわせて一般の広告を載せる場合、その一般の広告の期間が3カ月と考えておりまして、色々な方々に広告を載せていただいたほうがいいのではないかということで、その期限を3カ月と制限させていただいております。

会 長 逆に期間を設けないほうがいいという感じですか。

委 具体的に進めるに当たり、出す方の意見もありますよね。県の条例で3カ月と決まっているのなら仕方ないですが、出されるお客様、企業さんが例えば半年出したいとか、3カ月では短いよねという意見が出た時に、変えられる許容性があるのかなと。3カ月は動かさないのなら、3カ月しか出さない人を集めてくるしかないのかということをお聞きしたかったです。

事 務 局 原則という言葉がありまして、例えばにぎわい創出に寄与する広告等ですと、当然原則 としては除外ですし、更新ということもありますので、内容によってはそういったことも 考えていきたいと思っています。

委 員 ありがとうございました。

会長はかにいかがでしょうか。

会 長 ありがとうございました。貴重なご意見だったと思います。あわせてご検討をしていた だきたいと思います。

ほかにいかがですか。

長 それでは、2つの議題について審議いただきまして、ご意見、説明をいただきましたので、今日いただきましたご意見をさらに事務局のほうで案を練っていただくということで、本日の審議はこれにて終了したいと思いますが、よろしいでしょうか。

皆様、たくさんご意見いただきましてありがとうございました。それでは、進行を事務 局にお返ししたいと思います。

(閉会)

事 務 局 会長どうもありがとうございました。委員の皆様方におかれましては、本日大変お忙しいところ、長時間にわたりましてご審議いただきまして、誠にありがとうございました。これをもちまして今年度第1回の都市景観審議会を終わらせていただきます。なお、次回の審議会は9月中の開催を予定しております。詳細は追って連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

閉 会 午後3時30分

会